

茨木市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に規定する居住安定援助計画（以下「居住安定援助計画」という。）の認定等に関して、法及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定の通知）

第2 法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（第1号様式）により行う。

（認定しない旨の通知）

第3 市長は、居住安定援助計画が法第41条に規定する認定の基準に適合しない場合は、居住安定援助計画を認定しない旨の通知（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（居住安定援助計画の変更）

第4 法第44条第2項において準用する法第43条第1項の規定による変更の認定を受けた者への通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 第3の規定は、法第44条第1項の変更の認定について準用する。

（専用賃貸住宅の目的外使用）

第5 市長は、法第50条第1項の規定により承認したときは、専用賃貸住宅の目的外使用に係る承認通知書（第4号様式）により認定事業者へ通知するものとする。

（認定の取消しの通知）

第6 市長は、法第56条第3項の規定による認定の取消しの通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（第5号様式）により行うものとする。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月27日から実施する。

第1号様式（第2関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者
に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、
同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地

第2号様式（第3関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

居住安定援助計画を認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助賃貸住宅事業に係る計画認定の申請については、次の理由により居住安定援助賃貸住宅事業の認定の基準に適合しないため、認定しないことを通知します。

- 1 申請された賃貸住宅の所在地
- 2 申請された賃貸住宅の名称
- 3 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第3号様式（第4関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定に基づき認定したので、同法第44条第2項において準用する同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

第4号様式（第5関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の承認をしたので通知します。

第5号様式（第6関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

居住安定援助計画認定取消通知書

次の居住安定援助計画について、法第56条第 項第 号に基づき認定を取り消したので、同条第3項及び茨木市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第6の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定を取り消した住宅の名称
- 2 認定を取り消した住宅の所在地
- 3 取消前の認定番号
- 4 取消前の認定年月日
- 5 認定取消の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。